

安全衛生推進者能力向上教育（初任時）

開催のご案内

労働安全衛生法第12条の2により、常時10人以上50人未満の労働者を使用する事業場では、安全衛生推進者を選任し、安全衛生業務にあたらせることが義務付けられています。

二日間の「安全衛生推進者養成講習」は、専任資格要件を満たさない人を対象とした講習ですが、「安全衛生推進者能力向上教育（初任時）」は、選任資格要件を満たす人が二日間の養成講習を受講しなくとも、安全衛生推進者の業務を理解することが出来る一日講習です。

また、能力向上教育は既に選任されていて概ね5年を経過する人が対象で、本講習は初任者と両方が対象となる講習です。詳しくは、以下をご覧ください。

静岡労働基準協会

【本教育の受講対象者は、以下の二つです。】

イ. 既に安全衛生推進者として選任され、概ね5年経過する者

安衛法第19条の2では、「事業者は、従事する業務に関する能力向上を図るための教育・講習会等を行い、またはこれらを受ける機会を与えるよう努めなければならない」としています。

ロ. 安全衛生推進者の選任要件を満たす者で、新たに選任される者

安全衛生推進者の業務について正しく理解するための1日講習です。

※本来、選任資格要件を満たす人であれば講習を受けなくても選任できますが、安全衛生推進者の役割をきちんと認識し理解していただくことが必要です。

【安全衛生推進者の選任資格要件は、以下のとおりです。】

1. 大学・高等専門学校卒業者で、1年以上安全衛生の実務に従事している者
2. 高等学校、中等教育学校卒で、3年以上安全衛生の実務に従事している者
3. 5年以上安全衛生の実務に従事している者

4. 都道府県労働局長の登録を受けた者が行う、「養成講習」修了者

☞養成講習（2日間）とは、学歴や資格経験が無い者が対象の講習です。

修了すると選任資格を有することになるため、本教育を受講する必要はありません。

5. その他、労働局長が同等と認める者としては、以下などがあります

- イ. 安全管理者及び衛生管理者の資格を有する者
- ロ. 安全管理者の資格を有し、1年以上の衛生の実務経験を有する者
- ハ. 衛生管理者の資格を有し、1年以上の安全の実務経験を有する者
- ニ. 作業主任者技能講習修了者で、1年以上の安全衛生の実務経験を有する者
- ホ. 元方安全衛生管理者の資格を有する者
- ヘ. 労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント

【安全衛生推進者の業務（例）】

- (1) 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること
- (2) 労働者の安全または衛生の教育の実施に関すること
- (3) 健康診断の実施及び健康の保持増進のための措置に関すること
- (4) 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること
- (5) 安全衛生に関する方針の表明に関すること
- (6) 危険性または有害性の調査（リスクアセスメント）及びその結果に基づき講ずる措置に関すること
- (7) 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること
- (8) 関係行政機関に対する安全衛生に係る各種報告、届出等に関すること

【選任の時期】

選任すべき事由が発生した日から14日以内です。

※監督署への選任の報告義務はありませんが、作業場の見やすい箇所に安全衛生推進者の氏名を掲示するなど、関係労働者に周知しなければなりません。

【安全衛生推進者を選任しなければならない業種は、以下のとおりです。】

林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業

※上記以外の業種は衛生推進者となります。

記

1. 講習日程等

講習時間	講習会場
9:00～ 17:00	静岡県産業経済会館 3階 〒420-0853 静岡市葵区追手町 44-1

※駐車場はありませんので、周辺の有料駐車場を各自でご利用ください。

※開始時刻10分前までに受付けを済ませてください。オリエンテーションを行います。

2. 講習カリキュラム

(1) 安全衛生管理の進め方	3時間（180分）
(2) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講じる措置等	2時間（120分）
(3) 安全衛生教育	1時間（60分）
(4) 関係法令	1時間（60分）

3. 受講料 (テキスト代、消費税等を含む)

当協会会員	11,000円	非協会会員	12,000円
-------	---------	-------	---------

※県内他地区基準協会に加入されている事業場様も当協会会員と同じ受講料とします。
受講申込書に加入している地区基準協会名を記入してください。

4. 受講申込み手続きの手順

- (1) 事務局に電話して、受講者の空き状況を確認してください。(TEL 054-253-7067)

※電話での予約は受付けておりませんのでご注意ください。

- (2) 受講申込書を作成し、FAXで送付してください。(FAX 054-253-7613)

※FAXの到着順に仮受けします。

事務局への持参や郵送でも構いませんが、申込書が到着した順に仮登録します。

※外国籍の方は、受講者氏名欄に在留カード又は自動車運転免許証に記載されている氏名を記入してください。

※個人情報ですので、送付先の間違いが無いようご注意ください。

- (3) 事務局より、折り返し請求書及び受講票をFAXでお送りします。

※受講料は、遅くとも受講開始日2週間前までに納入してください。

- (4) 受講をキャンセルする場合、お送りした受講票はそちらで破棄してください。

また、受講者を変更する場合は事務局までご連絡の上、新しい方の受講申込書をFAXで事務局までお送りください。

※キャンセルの場合は受講開始日1週間前までに、受講者変更の場合は遅くとも講習会開始日2日前までに事務局までご連絡ください。

5. 講習会当日の本人確認について

講習会当日受付で本人確認を行いますので、以下のいずれかを提示してください。

[自動車運転免許証、健康保険被保険者証、マイナンバーカード、在留カード、学生証など
公的機関の発効した物。]

6. 修了証の交付 講習修了者には、当日講習会終了後「修了証」を交付します。

7. 携行品 受講票、本人確認書類、筆記用具
昼食 (近隣の食堂及びコンビニが利用できます。)

8. 受講者が少ない場合、開催取り止め又は別日への移動をお願いすることがあります。

9. 受講申し込み、お問い合わせは

静岡労働基準協会

静岡市葵区鷹匠3丁目1-20

サンパレス鷹匠102号

TEL 054-253-7067

FAX 054-253-7613